

近世の長崎貿易における貿易額制限について、具体的に解説してください。

近年、日本近世史の分野では、「鎖国」史観の見直しが進められ、海外とくに列島周辺の国や地域との貿易が安定的におこなわれていた点が強調されている。しかし、近世日本のように、貿易の相手国や通商の場所を限定したうえで年間貿易の総額も制限を設けたケースは、世界的にみても稀である。実は、貿易制限は日本近世の特殊な経済事情に起因していた。本稿は長崎貿易の定高制を中心に整理したい。

なぜ貿易額の制限を設ける必要があったか

近年、経済史の専門書のみならず、一般向けの歴史書でも、16世紀において石見銀山をはじめ、国内各地の銀山開発が進み、世界の銀生産量のなかで高い割合(最盛期3分の1程度)を占め、そして大量の銀が貿易を通じて海外に流れていったことが大きく取り上げられている。しかし17世紀に入ると、銀山の鉱脈が次第に枯渇し、国内の貨幣鑄造の需要や物価の安定を考慮すると、銀の大量流出に歯止めをかけなければならない状況になった。17世紀中期に銀や銅の禁輸が一時的におこなわれたのが、こうした幕府の危機意識を表している。

しかし、当時の経済事情としては、輸入品への国内需要は堅調であるが、その代価になる輸出品の種類は限られ、おもに銀・金・銅のような貴金属に偏っていた。銀や銅の一時的な禁輸措置をとるほか、幕府は、輸入品を扱う国内商人の組織化(「五カ所商人」と呼ばれた商人集団の結成)をはかり、買い手の集中により購入価格をおさえる工夫も講じた。それは、銀流出の減少に一定の効果をあげたと評価されている。

清朝の海禁解除と定高制の導入

1685(貞享2)年、年間貿易額の制限として定高制が導入されたが、その契機は清朝の海禁解除にあった。17世紀中期に成立した清朝は、中国の東南沿海で抵抗姿勢をとり続けた鄭氏勢力に対し、内陸から鄭氏への物資供給を断つため、1661(順治18)年、沿海住民を海岸から30里より内陸に移住させる法令を打ち出し、商人の海外渡航も一切認めない海禁策を敷いた。1684(康熙23)年、鄭氏を降した清朝は海禁を解除し、これをうけて唐船(中国商人経営の商船)は大挙して長崎に押し寄せてきた。

それによる銀の流出拡大を防ぐため、幕府は定高制を急遽打ち出し、年間貿易額の上限を、銀で計算して唐船は6000貫、オランダ船は3000貫に定めた。さらに1689(元禄2)年、貿易を認める唐船の隻数も制限しはじめ、定数(はじめは70隻)をこえた商売を厳禁する方針を示したのである。

積極財政の推進にともなう「代物替」商売の拡大

元禄中期(概ね1690年代後半)から、幕府の勘定方、とりわけ1696(元禄9)年に勘定奉行についた荻原重秀の主導のもと、貨幣改鑄などの、財源創出を促進する経済政策が展開された。その一環として「代物替」つまり銀にかわる商品を輸入品の代価とする定高外の取引が始動し、元禄期の貿易拡大につながった。

この時期、国内の銅生産がピークを迎え、銅が銀にかわって最有力な輸出品になりうる状況である一方、貿易相手国の清朝側も、銅銭の鑄造材料としての銅の供給不足に悩み、日本銅の輸入を強く期待した。これらを背景に、まず1695(元禄8)年、江戸

の豪商伏見屋四郎兵衛が、運上金の上納を条件に、唐船商人を相手とした銀1000貫分の「銅代物替」を請け負うことを幕府に許可された。翌1696(元禄9)年、四郎兵衛は商売規模の5倍増をはかり、金1万両の運上を幕府に約束した。しかし1年後の1697(元禄10)年、幕府の方針が変わり、個別商人の請負ではなく、長崎で代物替会所を立ち上げ、幕府の監督のもと、長崎の町役人に会所の運営者として「銅代物替」を担当させた。当年度の収益は金4万5000両に達し、そのうち3万5000両は運上金とするよう命じられた。

同1697(元禄10)年に糸割符制が改正され、生糸貿易も長崎町役人の経営範囲下におかれ、代物替会所が総勘定兼貿易機関として新設された長崎会所に併合された。その後、俵物(高級海産物)や諸色(雑貨類商品)の「代物替」もつぎつぎ追加され、唐船の定数も8隻に引き上げられ、年間貿易額は一時に銀1万6000貫に達したという。

正徳新例の意義 ——定高制の再確認と制度の合理化

荻原が主導した経済政策は、1709(宝永6)年、綱吉の死をうけて家宣が將軍職を継いだあと、新井白石をはじめ、家宣の近臣からの批判にさらされ、見直しをせまられた。白石は、銀や金の流出量を試算して貿易緊縮の必要性を訴え、貿易政策の改革案を起草して幕閣に提示した。その案は幕閣から長崎奉行への諮問を経てじっくりと検討され、修正案にもとづいて作成された一連の貿易改革令(通称「正徳新例」)は1715(正徳5)年に長崎で発布された。

新例で示した定高(唐船は6000貫、オランダ船は3000貫)は、貞享期とかわりがなかったものの、「代物替」は廃止された。また、銅生産の減少と運送の不安定をうけて銅の年間輸出量(定高の枠内)は〈唐船は300万斤、オランダ船は150万斤〉、商船の定数も〈唐船は30隻、オランダ船は2隻〉に定められた。ちなみに、唐船の定数は1708(宝永5)年に56隻に調整されて以来の改定であり、「代物替」商売の廃止分に見合った削減と考えられる。新例は、元禄期の貿易拡大から規模縮小への方針転換を示した。

他方、貞享期の定高制は、唐船の急増をうけて急遽出されたため、政策の合理性を欠くものであった。

船の取引を先着順で受け付け、定高に達すると後来の船に「積み戻し」(貨物を載せたまま帰航)を強要する。その結果、悪意のない商人も「積み戻し」による破産や巨額の債務などの被害を避けるため、密貿易に手を染めてしまう状況であった。幕閣は、定高制導入後の密貿易急増に鑑みて、新例での貿易規模の大幅減少による密貿易のさらなる拡大を懸念し、より合理性を有する政策制定を試みた。ここでは、2点の関係措置をあげたい。

1つ目は信牌制。教科書にも述べられているように、唐船商人への貿易許可証のようなものであるが、人の出入国管理というより、むしろ密貿易対策の面が強かった。信牌を発行すると、唐船商人は日本に向けて出航する前に、自船の貿易が日本で認められるかどうかわかるようになり、「積み戻し」の被害を避けることができる。また、信牌の発行枚数で船の数(1枚は船1隻の取引許可を意味)、記入の取引額で定高を確保する機能もあった。

もう1つは「有余売」。定高を守るため、個々の商船に指定した取引額を超えると、残りの商品が売れなくなり、残余分を密かに販売する者が現れても不思議ではない。しかし、取引額の遵守をきびしく外国商人に言い渡しても、商品の価格に年々変動があるため、定高の銀額に見合った量の商品を過不足なく商人に船載させるのは現実的ではない。そこで新例は、唐船が船載してきた商品をすべて購入する原則のもと、相場の変動などを考慮して船ごとに30貫以内の取引増減の幅を許し、それで生じた定高超過の商売を「有余売」と称した。

これらの措置は、密貿易を抑えることで定高制の貫徹をはかるものと理解される。

正徳期以降後も、定高や船数の調整が何度もおこなわれ、様々な名目の定高外の取引も時折はおこなわれた。しかし全体的には、輸入品の国産代替化が進むにつれ、海外貿易の依存度が低下し、貿易規模が縮小していくなか、幕末開港期を迎えたのである。

(ほう・こう／大阪公立大学経済学部教授)